様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	出雲市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/genre/0000000000000/1441151674661/index.html

執行機関名　出雲市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱（平成18年出雲市告示第221号）による支給対象者への地域生活支援事業の給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		出雲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年出雲市条例第61号）別表第1　第4の項 出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱による支給対象者への地域生活支援事業の給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	出雲市地域生活支援事業実施要綱（平成18年出雲市告示第220号）第1条及び第19条 出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法 、知的障害者福祉法 、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	出雲市地域生活支援事業実施要綱 第1条　この要綱は、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第77条に規定する地域生活支援事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第19条 市長は、第6条第2項第2号、第9条、第10条、第11条第2項第1号及び第12条に規定する事業の実施にあたり、支給決定者(児童の場合はその保護者)がサービスを受けたときは、当該支給決定者に対し、サービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費を支給する。 出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱 第1条　この要綱は、出雲市地域生活支援事業実施要綱(平成18年出雲市告示第220号。以下「実施要綱」という。)第19条に規定する出雲市地域生活支援事業給付費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		出雲市地域生活支援事業実施要綱 出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱